

廃止の可否

建設譲渡事業業

1. 事業自体の廃止の可否

[廃棄物処理整備事業]

産業廃棄物処理施設の整備は、民間に任せては極めて困難な状況。このため、施設整備を促進し、産廃の適正処理の体制を確保するため、補助制度を始め地方公共団体等へのできる限りの支援施策を講じていくことが不可欠。本事業は、国の事業として行う地方公共団体等への支援事業の一環。廃棄物処理施設の整備が進んでいない段階では、直ちに廃止は困難。

[企業団地]

地方公共団体からの要請もあり、直ちに廃止は困難。このため、経過的措置として、対象をゼロエミッション型工業団地というモデル的な事業に限定する。

[緑地整備事業]

本事業については、地球温暖化対策等環境保全上緊急性を有する課題に対処するため、廃棄物埋立地、土壌汚染地等、地方公共団体では対処困難な特殊な土地等で、高い専門的技術力の投入と短期間に集中して必要となる資金調達を一体的に講ずることにより、迅速に緑地整備を行うもの。地方公共団体で技術者が不足している現状においては、直ちに廃止は困難。

今後、地球温暖化対策や自然再生などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備に限定する等見直しを行う。

2. 他の主体への移管の可否

[廃棄物処理整備事業]

地方公共団体の産業廃棄物処理施設支援のため、国の事業として行っているもので、地方公共団体や民間への移管は困難。

国に移管する場合、国に類似の事業はなく、新たな組織定員の増が必要となる。

(他の建設譲渡事業も同様)

[企業団地]

地方公共団体では対応できない中小零細企業への支援を地方公共団体からの要請を受けて行うものであり、直ちに地方公共団体や民間へ移管することは困難。

[緑地整備事業]

地方公共団体が上記の点から実施困難な事業について、地方公共団体に代わり、事業を行うものであり、本来、地方公共団体が行政主体として行うべき事業を代行するという性格の業務。地方公共団体や民間への移管は困難。

浄化機材貸付事業

クリーニング等小規模事業者が行うべき土壌浄化対策に民業を誘導するための先行的事業。民間で貸付事業が普及する段階になれば廃止を検討。

海外環境情報提供事業

[途上国への環境情報の提供]

事業団事業について、その技術的知識等の情報を海外に提供するものであり、今後とも付随的業務として実施する。

[研修事業]

JICAから受託される事業であり、廃止の可否はJICAの判断。

地球環境基金事業について

1. 事業自体の廃止の可否

環境保全活動を行う民間団体は、地球温暖化や廃棄物問題等の多様化した環境問題を解決する上で極めて大きな役割を担っており、そのための支援策として引き続き実施することが必要。

2. 他の主体への移管の可否

地球環境基金は国の資金を投入し、あわせて民間の拠出も求めるという性格から、その適正な運用に国等の公的な主体が責任を持つ必要がある。

PCB廃棄物処理事業・助成事業について

PCB廃棄物の適正処理の推進は喫緊の課題であることを踏まえ、民間や地方公共団体では困難な全国的、広域的な処理体制の確保を国が責任を持って行うため、先の通常国会の法改正で創設されたもの。

なお、本事業は、PCB廃棄物の処理状況を踏まえ、法律上、平成27年度までに廃止を含め見直すこととされている。

民営化の可否

事業団事業については、上記の通り、事業の見直し等を行うこととしているが、P C B 処理事業や廃棄物処理施設整備等民間や地方公共団体に任せていたのでは実施困難な事業を、国の事業として補完していく事業であることから、基本的に国の関与のない完全な民営化にはなじまない。仮に、民営化を行うためには、以下の条件が満たされることが必要であるが、満たされない場合には、民間の経営手法が発揮できる新しい組織形態としてどのようなものが適当か検討が必要。

事業を実施する組織は、環境政策の推進の観点から国として必要な事業を実施していく機能を有することから、かかる政策目的を達成するための業務運営を確保するため、当該組織の存立、国による出資、事務の範囲、国の支援措置、監督規定等を特別の法律により規定する等の措置が必要。

長期的安定的かつ低利の資金の調達手段の確保（政府保証借入、政府保証債等）や公的な助成（国からの補助金の受入等）、税制上の特例措置等がなされること。

これまでの事業に伴う債権債務関係の処理について適切な措置が講じられること。

地球環境基金事業については、国又は他の適当な公的法人への移管が必要。なお、国への移管の場合、国の会計に民間拠出金を含む特別な基金を設置する必要が生ずる。

廃止の可否

1. 公害健康被害補償予防協会が行う事業

本協会は、「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、
(1)公害健康被害の認定患者への補償給付等の財源を汚染原因事業者から強制権をもって徴収する等の業務(補償財源調達事業)、
(2)大気汚染による健康被害の予防に関する地方公共団体の取組を助成する等の業務(健康被害予防事業)を行っている。

2. 事業自体の廃止の可否

(1)補償財源調達事業について

公健法に基づく公害健康被害補償制度により、公害健康被害の認定を受けた患者に対しては、公正な補償給付等の実施を確保する必要がある。同制度の下で現在、約6万人の認定患者が存在することから、同制度の枢要な一翼をなす本事業は、なお継続する必要がある。

(2)健康被害予防事業について

本事業は、大気汚染に係る旧第1種地域の指定解除を定めた昭和62年の公健法改正により、大気汚染による健康被害を予防する必要から設けられたものである。その後の大気汚染の改善ははかばかしくなく、先の国会で自動車NOx法が改正されるなど一層の対策強化が社会的に求められている状況下で、本事業は、なお継続する必要がある。

3. 他の主体への移管の可否

(1)補償財源調達事業について、

公害健康被害補償制度は、公害健康被害に関わる原因者と被害者との間の紛争について、被害救済の緊要性等にかんがみ、民事裁判に代って迅速かつ公正な解決を図ろうとするものである。

本制度に基づく補償給付等の財源は、全国の原因事業者等から公正・確実に調達する必要があり、各事業者が負担すべき賦課金額の決定及び徴収は、最終的には強制徴収権を含む公権力の行使をもって臨むべきものであって、本来的に国の事務である。

したがって、本協会が行っている補償財源調達事業を仮に他の主体に移管するとすれば、国とすべきである。

(2)健康被害予防事業について

本事業は、前述のとおり、昭和62年の公健法改正により大気汚染に係る地域指定を解除するに際し、新たな患者認定を打ち切る代わりに、地域住民の健康被害の予防措置を強化するために設けられたものであり、その創設経緯からして、改正公健法に基づく公害健康被害補償制度と一体・不可分の事業である。

また、本事業については、公害防止の一般行政施策に対する補完性(事業内容は、環境保健、大気改善の対策事業を促進すること)、事業実施のための財源確保の安定性(全国の大気汚染原因事業者等の拠出と国の出資から成る基金の運用益により経費が賄われる仕組み)という要請がある。

したがって、本協会が行っている健康被害予防事業を仮に他の主体に移管するとすれば、公害健康被害補償制度との一体的性確保と行政補完性・財源安定性の見地から国とすべきである。

4. 国への事業移管に伴い必要となる措置

仮に、本協会が行う補償財源調達事業、健康被害予防事業を国に移管することとする場合には、

国において、これらの事業を確実に行うための組織体制の確保、
補償給付のための事業者からの賦課金等や、健康被害予防事業の財源となる基金を区分して管理する特別の会計制度の確保、

公害健康被害の補償・予防対策に深く関わる公害認定患者、産業界等の理解と協力を得るための諸措置が前提になると考える。

民営化の可否	上記のとおり、補償財源調達事業は本来的に国の事務であり、健康被害予防事業は公害健康被害補償制度との一体性確保等の要請があること、両事業とも収益性がないことから、いずれについても民営化にはなじまない。
--------	---